

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(抜粋)

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の6第1項の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づく学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、その所管する学校ごと(法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと)に協議会を置くように努めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等が一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことを目的として設置する。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校(以下「対象学校」という。)の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(指定)

第3条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)・(2) 略

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 略

(5) 学識経験を有する者

(6) 略

2 略

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4・5 略

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 略

3 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第5条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3)・(4) 略

2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することができる。

3 第1項の指定の期間は、3年とし、再指定することを妨げない。

(委員の構成等)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 有識者

(5) 略

2 略

3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

4・5 略

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(委員の服務)

第6条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 協議会及び設置校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(3)・(4) 略

(会長及び副会長)

## 第6条 略

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3・4 略

(会議)

第7条 会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2・3 略

(基本的な方針の承認等)

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標 \_\_\_\_\_ に関すること。
- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

## 第9条

協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(会長及び副会長)

## 第7条 略

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3・4 略

(会議)

第8条 会長は、当該設置校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

2・3 略

(基本方針の承認等)

第9条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、学校運営を行わなければならない。

(意見の申出)

第10条 協議会は、当該設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(協議会が意見を述べるができる事項)

第10条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(意見等の把握及び情報の提供)

第11条 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。

2 協議会は、保護者等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第12条 略

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(意見等の把握及び情報の提供)

第11条 協議会は、児童、生徒、保護者及び地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴取するものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第12条 略

2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第3条第1項の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会が機能せず、第2条の目的を果たせないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、第3条第1項の指定を取り消そうとする場合において、当該設置校の校長又は委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 第6条の規定に違反したとき。

(2)・(3) 略

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第14条 略

(2)・(3) 略

2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第15条 略